

【1997年1月27日】健康保険制度等を改正する件について（答申）

医療保険審議会（全員懇談会第47回）

平成9年1月27日

厚生大臣 小泉 純一郎 殿

医療保険審議会
会長 塩野谷祐一

答申書

平成9年1月10日厚生省発保第1号をもって諮問のあった健康保険制度等を改正する件については、下記のとおり答申する。

当審議会は、今後の医療保険制度のあり方について、ほぼ2年間にわたり検討を行い、昨年11月27日の建議書において、21世紀初頭に目指すべき医療保険制度に向けて、医療提供体制及び医療保険制度全般の総合的かつ段階的な改革を実施すべきであり、その第一段階として平成9年改正を行うよう提言したところである。これに対し、今回の改正案は一部負担や保険料率の引上げなど負担増が中心であり、一時的な財政対策との色彩が濃い。制度の総合的な改革に向けての取り組みが十分でなく誠に遺憾である。

医療保険制度を維持していくためには、かねて提言している老人保健制度の抜本的見直しを始め、医療提供体制及び医療保険制度全般について、国民的立場から、中長期的視野に基づく改革に早急に着手すべきである。

高齢者の一部負担については、低所得者に適切な配慮を行いつつ、定率負担を導入することが適当であるとの意見が強かった。これに対して、診療を担当する委員から、定率負担については反対であり、高齢者の一部負担については急激な負担増を避けるべきであること、また、薬剤に係る一部負担及び患者負担を倍以上に徴収することなどについては、慎重であるべきとの強い意見があった。

政府管掌健康保険の保険料については、中小企業を取り巻く昨今の厳しい経済状況を考慮すれば、このような引上げは避けるべきとの意見があった。

また、将来にわたる費用負担のあり方については、総合的な改革の方向に基づいて具体的に検討されるべきであり、負担増は当面避けるべきとの意見があった。

医療保険構造改革審議会（仮称）の創設については、今回の諮問の際初めて提案されたものであり、これまでの当審議会の審議の経緯からは極めて唐突な感は否めない。ただし、鋭く利害の対立する医療保険制度全般について国民的立場に立って開かれた審議を行っていくためには、新たにこのような場を設け真剣に取り組んでいくことも一つの方策として評価できる面もあり、今後、関係者の意見を十分取り入れて、所期の成果を上げることが期待したい。

現下の医療保険財政は極めて厳しい状況にあり、国民の適切な医療の確保に支障を来すことが懸念される。今後、制度の根本的な改革を進めるに当たっても、当面の財政危機を克服することは最低限急がれるところであり、厳しい社会経済環境の中ではあるものの、今回の措置を採ることについて当審議会としては、やむを得ないものとする。